

平成30年度 第1回阪南市都市計画審議会 会議録

【開催日時】平成30年4月13日（金） 午前10時30分から開催

【開催場所】阪南市役所 3階 全員会議室

【出席委員】委員15名中、12名の出席の下、開催した。

下村 泰彦、日野 泰雄、上甲 誠、角野 信和、福田 雅之、見本 栄次、奥野 英俊、信 正夫、吉田 美智子、辻 忠志、寺田 雄揮

【欠席者】相良 修一郎、瀬田 史彦、三星 昭宏

【傍聴者】なし

【案 件】

- ①会長・副会長の選出について
- ②会議及び会議録の公開について
- ③阪南市立地適正化計画について（報告）
- ④生産緑地法等の改正について（報告）

【結 果】

- ・本審議会の会長に、日野委員が選出された。
- ・本審議会の副会長に、下村委員が選出された。
- ・会議及び会議録の公開について、承認を得た。

【質疑応答】

①阪南市立地適正化計画について（報告）

（委員） 地区拠点について、一極集中をさけるため、2つは最低限の生活サービスを供給する拠点がほしい。西鳥取はすでに生活拠点化しているが、JRと尾崎をバスで繋いでいる和泉鳥取を生活拠点化するように、行政が支援してはどうか。現状では尾崎に行かないと、日常の買い物等、生活サービスが解決しないように感じる。

また、地区拠点に立地すべき拠点施設が削除されており、住民からすると、中心は整備するが地区拠点は何もしてくれないように感じる。

（事務局） 本計画では、中心拠点においても住民が主役で、行政はサポートに徹することにより、住民及び民間を主体とした賑わいをつくる事を本市の課題解決のための施策としている。

地区拠点に生活サービス施設があってほしいのは理解できるが、行政が生活サービス施設を整備し、維持し続けることはできない。

行政の力で拠点整備をするのではない。事例で説明した山中溪地区では住民自らまちおこしに取り組んでおり、行政はサポートしかしていない。地区拠点においても、できる限り地域住民が主体となって、行政と地域住民で話し合ったうえで、それぞれの拠点の特徴を出すと、計画に位置づけている。

また、前回の計画素案で、一般論として記載していた都市機能を担う施設の累型では、地区拠点もしくは居住区域に配置することが望ましい施設として小型の生鮮品施設等を記載し、今回の素案では削除しているが、表に記載していたのは「配置することが望ましい施設」である。仮に生活に必要な施設を誘致しても、そこに経済循環が起こらない限り、撤退される恐れがある。

なので、あくまで住民が主体となって行政はサポートに徹することで地域を活性化し、結果として生活に必要な施設が流入・存続しやすくなるまちづくりを計画上、位置づけている。

（会長） 和泉鳥取地区も生活拠点にとの事だが、和泉鳥取は地区拠点である。これとは違う意味なのか。

（委員） 和泉鳥取地区は生活拠点になっているとは言えない。そのエリア内で生活できるレベルでないと、生活拠点とは呼べない。

尾崎地区に行かないと生活に必要な機能が充足しないのではなく、少なくとも2つは生活拠点があったほうが良いと考える。

(会 長) 総合計画や都市計画マスタープランでも拠点の記述はあるが、本計画では分散化した施設のままでは生活サービスを保てないので、拠点を改めて見直し、必要な施設を立地させる事を考えるということだと思ふ。

素案80ページ、81ページでは地区拠点が西鳥取地区、下荘地区、東鳥取地区の3つに分類され、82ページの図では5つに分類されているのが分かりづらい。誤解されないように整理してほしい。項目と図面の整合性を検討してはどうか。

なお、どのエリアでも、そこで生活できる事が基本になると考える。そしてそれぞれのエリアを往来できるようにし、中心は尾崎を位置づけ、主要な都市機能は尾崎で対応するようにしたい。現状では阪南市外に都市機能を求めてしまっているの、なんとか尾崎でワンストップすべきだと思ふ。

日常レベルの生活サービスは各拠点で対応したい考えであるのは間違いないので、文章と図の整合を取り、誤解を招かないようにして頂きたい。

ちなみに前回の素案に記載していた地区拠点の詳細な説明が削除されているが、理由はあるのか。

(事務局) 当日配布した参考資料に、地区拠点の詳細を記載している。前回の計画素案の構成では、「中心拠点」や「地区拠点」、「中心区域」、「居住促進区域」という言葉が混在し、わかりづらかったため、計画書から参考資料として地区拠点の詳細説明を抜き出した。

80ページ、81ページでは、地区拠点を旧村単位で大きく3つのエリアに分類し、82ページでは、その3つのエリアを地域の特性に合わせて5つの地区拠点としてまとめ直した。5つの拠点の詳細な説明は参考資料に記載しており、計画書の一番後ろに入れる予定である。

ご指摘の、3つのエリアと5つの地区拠点について、繋がりがわかるように、文章表現を修正する。

(会 長) 他に意見があればお願いしたい。

(委 員) 目標値だが、中心拠点内の歩行者数、居住促進区域の人口密度に

ついて、人口減少下でも現状をめざす事は理解できるが、それ以外の一般居住区域はどうなるのか。

本計画は集約する事が目的だが、一般居住区域に住む人に対する手立ても必要ではないか。一般居住区域だから悪い区域になるのではなく、市として一定の維持をしないと、市全体として成り立たないのではないか。一般居住区域の特性を活かせる何かがあれば良いと感じた。

(事務局) 素案 83 ページに一般居住区域の特徴を記載している。これまで実施したシンポジウムや住民説明会でも、居住促進区域外は住んではいけないのかという意見があったが、そうではなく、集まって住む事で交流するエリア、これまでの生活を否定しないエリアと説明している。

地域の方がやる気になれば十分に活性化できる事例として、スライドで山中溪地区の事例を紹介させて頂いた。計画書には詳細な事業までは記載してはいないが、83 ページで一般居住区域の考え方を表現している。

(委員) 確かに 83 ページの一般居住区域は、仕方なく書いたのではなく、一般居住区域の良さがあると感じる。しかし何度か読み返してそう感じるのも、もう少しわかりやすく表現してほしい。

(会長) 従来の高度成長の日本だと、居住促進区域外のような表現はしなかった。しかし現在のような人口減少・少子高齢化社会では、まちに均一に生活サービスを供給できないため、ある程度拠点化しないと、都市として成立しない。集まって住むという事が、昔の集落に戻るようなところもあるかと思う。

しかしこれを一気に進めるのは難しいので、現在住んでいる区域でコミュニティを形成・持続し、その間に、少子高齢化・人口減少が進行してきた時には、集まって暮らせる体制をつくろうというのがこの計画の一面だと思う。

本計画では、一極集中が好ましくないという経過があって、地区毎の拠点と、それを繋ぐ公共交通という多極ネットワークが基本的考えになっているのだと思う。

計画書に良いことばかりを書くのは簡単だが、今後は本計画のような考え方が理解できるような図書になるべきだと思う。計画書の記事で市民の誤解を招くような表現は手直しして欲しいが、総花的

で趣旨がわからないようでは逆効果なので、それは避けるべきだと思う。

パブリックコメントでも同じような意見が出ると思うので、趣旨が伝わるようにしたほうが良いという理解でいいか。

(委員) 集約・ネットワーク化し、人口の薄い地域ができるのは仕方ない。過疎地であれば強制的な移動も仕方ないかもしれないが、本市はそこまで過疎地ではなく、人口減少しても消滅するような地域があつてはならないと思う。

本市全体で考えたとき、集約化したために寂れてしまうと問題ではないか。例えば計画の目標値だが、現状値をめざすだけでなく、人口が薄くなる地域を否定しない何かがあつてもいいのではないか。

(会長) それをどうすればいいかを具体化しないと、計画にならない。

極端な話、地域が消滅するという事はないと思うが、例えば限界集落等だと既に地域に地方自治を任せ、それでも維持できなくなつたら移転してもらおうという事案も具体的に出てきている。

本市はそこまで過疎化していないが、そのような地域では、人を集める地域を計画に位置づけていたりする。地域をどう位置づけていくのか。それに応じてどう公共サービスを提供していくかというのが本計画の趣旨であり、集約する地域と消滅する地域を分ける計画ではないと思う。

これまで人が集まって住んでいた地域の人口が減少していけば、従来と同じ生活サービスを供給するのは難しくなるだろう。だから地域と行政と一緒に、地域主導で考えていこうというのが事務局の話だと思う。

一方で、限られた財源で都市を維持していくために拠点をつくり、それぞれが特徴を持つ事で、人が集まるような仕組みにしないと都市としての持続が難しいというのが本計画の趣旨だと思う。

委員の意見は理解できるが、一般居住区域も生活サービスを整備しようとする、行政が市域全域に生活サービスを供給することになる。

計画にどのように記述すれば市民が理解できるかが重要であり、文章表現について具体的に意見をいただければ、事務局で整理してくれると思う。

他に意見があればお願いしたい。

(委員) 計画における問題点・課題で、低下が見られる子育て世代の流入改善を提起しているが、市の説明では高齢化は進み、子育て世代は流入してこないから人口減少していると言う。本計画は人口構造も含め、約20年かけて都市全体の構造を見直す計画であり、幼稚園や保育所も本計画がもとにある。

本市の総合こども園計画が住民の反対でなくなったが、その後の市の方向が出ていない。

結論から言うと、公立の4幼稚園3保育所は維持してほしい。子育て世代を呼び込もうとしても、公立の幼稚園保育所が不足しては呼び込めない。子供の教育環境を整えるのは、市の重要な役割だと思う。拙速に進めず、10年20年のスパンで考えるものだと思う。

人口は減少していくが、それに合わせて公共施設を減少させると、もとに戻すのが難しくなる。拙速に考えるのではなく、人口動態調査をもとに施設の配置変更はあるかもしれない。しかし子育て世代への手当を厚くしないと、本市に若い世代は呼べないと思う。そういった施策を考えてほしい。

(会長) 意見として何うということ、計画を修正するのではないということによろしいか。

(委員) 構わない。

(会長) 他に意見があればお願いしたい。

(全委員) 意見なし。

(会長) パブリックコメント後、その結果を含め都市計画審議会で報告するとの事だが、それまでに部会である立地適正化計画検討委員会は開催するのか。

(事務局) パブリックコメント後、6月頃に立地適正化計画検討委員会で審議し、7月中に都市計画審議会を開催したいと考えている。

(会長) 特に意見がなく、大幅な変更が生じなければ検討委員会を開催する必要もないと思うが、意見があり、計画書の構成を変更や追記の必要等が生じた場合は、本審議会でいきなり報告するよりは検討委員会で議論していただいたほうがいいかもしれない。

(会 長) 話が戻るが、総合戦略において、本市も人口ビジョン等を設定しており、その人口ビジョンでは人口減少に歯止めをかけると言っている。

本市に限らずどの市町村も人口減少対策や子育て世代流入施策を謳っているが、全市町村が同じように子育て世代を流入させるというのは困難であり、結果として全市町村が同じことをして今までと何も変わらないという結論になり得る。

本計画を策定した後は、広域での鉄道沿線型の立地適正化計画を並行して進める事になると思う。さらに極端に言うと、本市の幼保施設の事だけで考えるのではなく、もう少し広域での施設立地を検討し、例えば施設へ行くための送迎システム導入し、子育てと就労を両立させるような話が、将来的には出てくるとも思っている。

すべての市町村が同じような立地適正化計画になるのではなく、本市の特徴を踏まえた計画になるように考え、広域化が推進しても、本市が担うべき役割を明確にできる計画にするほうが望ましいと思っている。

そのような観点でさらに意見があれば、できる限り具体的な表現で、計画書のどの箇所をどのような表現で修正して欲しいという形で事務局へ意見提出願いたい。

なお、文章修正等が発生した場合は、最終的には事務局、会長、副会長で相談させて頂き、パブリックコメントに図りたいと思うが、如何か。

(全委員) 意義なし。

【質疑応答】

②生産緑地法等の改正について（報告）

(会 長) 生産緑地地区が指定されて、30年が経過しようとする中で、事務局の説明のとおり、国では都市農地のあり方を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」と位置付けが変更され、都市農地を残すための法改正による規制緩和が設けられたところである。

生産緑地の面積要件引下げを行う際に、本審議会でも議論をする必要があると考えるがいかがか。

(事務局) 300㎡以上500㎡未満で市町村が条例で定めることができるため、条例制定にあたっては、事前に本審議会にご提示することで考えている。

(会長) 国の方向性に従い都市農地を残すのであれば、あらゆる方法を考える必要があり、今後具体的に検討しなければならないと考える。検討にあたっては、本審議会において意見をいただきながら検討いただきたい。

(委員) 生産緑地について、本市では平成4年に当初指定している。生産緑地指定後30年を迎え、全国的に大量の買取申出が予想される中、国では特定生産緑地制度が設けられたため、一定、農業を継続して従事できるようになったものとする。

(会長) その他、事務局から報告等があればお願いしたい。

(事務局) 次回の審議会案件は、本日に引き続き「阪南市立地適正化計画について」を予定している。

(会長) 次回の審議会においても、個別の案件を扱うことはないので、原則公開とさせていただくがよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

(会長) 以上、すべての案件を終了する。

【午後12時30分閉会】